## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| 許 認   | 可等の内容         | 特別療養費の支給   |
|-------|---------------|--|
|       | 去令及び条項        | 国民健康保険法第54条の3第1項                                     |
| 所 管   | 部課係名          | いきいき健康部国保年金課国民健康保険係                                  |
| 審     | 関係条項          |  |
| 查基    | 基準場事準の申項項     | 第54条の3 市町村及のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学 |
| 淮     |               | 亚比9.7年4月1日訊台(今和7年1日1日見始亦事)                           |
| 準     | 設定等年月日        | 平成27年4月1日設定(令和7年1月1日最終変更)                            |
| 期 処 標 | _             | 2 か月   |
| 間理準   | (未設定の場合はその理由) |  |

設定等年月日 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)